



2013.3.31 発行






めんたるねっと

YMSN 情報誌

(特定非営利活動法人) 横浜の外国人サービスネットワーク

第36号

Vol. 9 No. 4

	トピックス	貧困の連鎖、そして子どもたちは～生活保護費削減案	1
	被災地訪問	みやぎ心のケアセンターの働き	2
	医療の現場から	医療観察保護の現場から	5
	SSTの現場から	認定講師シミュレーション審査録画撮影について	7
	就労の現場から	就労講座「企業の方の話」～ステップ四季と港南区生活支援センター	9
		予定・報告	11

生活保護費削減案の意味するもの ～「貧困の連鎖」、そして子どもは～

2013年に入り、政府は生活保護制度に基づき生活扶助費について減額する方針を示している（13年度から7.3パーセント）。その理由として生活保護の支給額が低所得世帯の生活費を上回っているという「逆転現象」が起きていることをあげているが、生活保護受給者が増加し続ける中で、保護費の抑制策に踏み切ったことは明らかである。保護費の引き下げはただ「逆転現象」を無くし、単純に国庫負担を減らす保護費の抑制になると捉えてよいのだろうか？

生活保護基準は、その受給者のみならず、最低賃金、住民税が非課税となる所得基準、経済的に苦しい家庭に小中学生の給食費を助成する就学援助制度、また国民健康保険料や医療費、認可保育所の減免措置は住民税の非課税基準の限度額と連動している。

最近の新聞報道や識者はこの引き下げ案に「貧困の連鎖」の問題を懸念している。現場では以前から「神奈川県内の福祉事務所で働くケースワーカー（CW）の9割以上が親の貧困が子どもの生活などに影響する『貧困の連鎖』を感じている」（2012/4/30日福祉新聞）とある。

この引き下げ案が実行されれば貧困家庭の子どもの就学の機会が減り、低所得世帯で育った子どもは就学機会が限定され将来安定した仕事に就けず困窮したままになる可能性が高いと指摘されている。

また、現在の保護水準でも、ユニセフの報告（2012/5/29）によれば日本の子どもの貧困率は14.9%で、先進35カ国の中で下から9番目である。貧困状況で暮らす子どもたちは「その成長の可能性の裏返しとして、身体やメンタル面に脆弱さを抱えており大人以上に影響を受けてしまう存在である」（『子どもの最貧国日本』山野良一著）とある。

私自身訪問する中でも生活保護受給世帯の子どもは、喘息気味だったり風邪をひきやすかったり学校を休みがちな印象がある。

大阪府の調査（2011年度）では未受診妊婦の6

割が無職で「未受診になった理由については『お金がない』『失業して経済的に苦しかった』など経済的問題が33%」（2012/6/25福祉新聞）あった。仮に胎児に異常があっても3割強の胎児は貧困の為に早めの処置を受けられないまま生まれてくることになる。

増加し続けている「児童虐待問題が貧困問題と深い関連性をもっている… アメリカでは児童虐待が貧困な家庭で起きやすい事は専門家の間ではかなりコンセンサスが得られている」（前掲）の山野良一著書し、日本でも子どもの保護を実施した（東京・栃木・青森3都県の児童相談所の）501件ケースの経済状況の分析（2002年日本子ども家庭総合研究所高橋重宏らの研究）では、「生活保護」「市町村民税非課税」「所得税非課税」の低所得世帯は約65パーセントを占めているという結果が出ている（前掲の山野良一著書参考）。

貧困はただそれだけにとどまらない。子どもにとっては山野氏のいう「身体やメンタル面の脆弱さ」をも抱えたいうえで就学の困難さにも直面していくという幾重もの問題が待ち受けていることになる。このような子ども達が増えた時に社会への影響はどうか？ 社会的にとって損失にならないか？

格差をなくす方向で社会全体のサービスを見直し、現役で働いている人たちが一つのリスクで生活保護に陥らないようなしくみを早急に考え、子どもが健やかに育つ社会にかえていかなければと思う。

最後に、北欧諸国では、「大きな福祉国家で格差を抑制してきたにもかかわらず… 雇用保障と社会保障を連携させることで財政収入を安定させ、相対的に高いGDP成長率を実現した。公教育支出の大きさや、潤沢な学習機会の保障もあって低学力者の割合も低くなっていて、このことも高付加価値型の産業を支え、経済成長につながったと考えられる」とある。（『生活保障』宮本太郎著）是非参考にしたい。

YMSN 森川充子



被災地訪問

「みやぎ心のケアセンター」の取り組み ～1日の活動に同行して…～

はじめに

この2月28日、宮城県精神保健協会「みやぎ心のケアセンター」を訪ねた。YMSNの会員である片柳光昭さんが職を移し、2012年4月から復興支援をしている。その活動取材してきた。

「心のケアセンター」とは

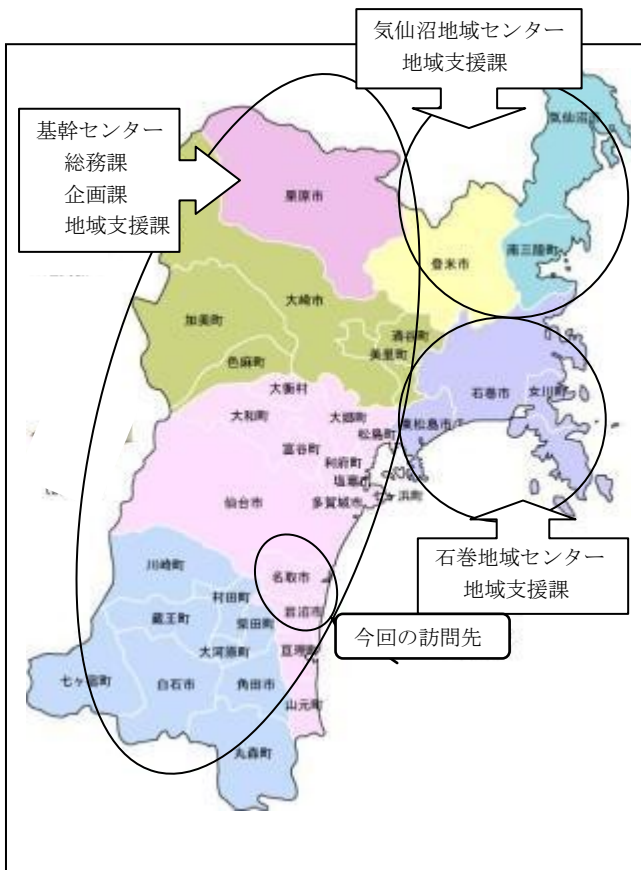
「心のケアセンター」とは、1994年の阪神・淡路大震災を契機にできた拠点であり、被災者や被害者のトラウマ（心的外傷）や、その結果生ずるPTSD（心的外傷後ストレス障がい）について、相談・診療、研究、人材養成・研修、情報収集・発信、連携・交流などの活動に取り組んでいる「心のケア」に関する多様な機能を有する拠点



名取市閑上地区の広大な住宅あと

施設。現在、兵庫・新潟・福島・宮城・岩手が稼働している。そのうち福島・宮城・岩手の3拠点が、今回の東日本大震災を受けて設置された（2012年度から5年間の条件）。

みやぎ心のケアセンターでは、3つの地域（基幹センター・気仙沼地域センター・石巻地域センター）を拠点として活動している。そのうち片柳さんは、基幹センターの地域支援課長として職務を担っている。



宮城県名取市閑上(ゆりあげ)地区を訪問



野球場のネットが左手に見える。ここが復興支援センター

この日は片柳さんの訪問活動に同行させてもらった。午前中は宮城県名取市閑上地区の仮設住宅

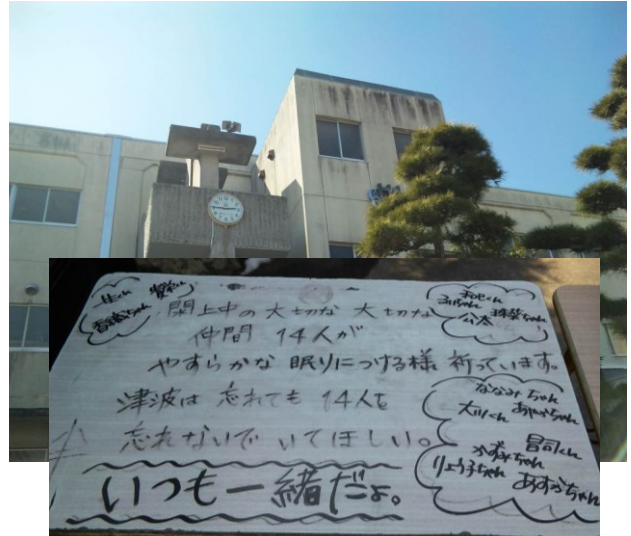
への訪問である(写真)。私たちは、訪問する片柳さんを送り、車中から仮設住宅を眺めるしかできなかったのだが、県営野球場の敷地いっぱい建てられたプレハブの住宅は数えられるだけで30棟以上あった。1軒1軒の間取りは外から見るだけで狭いことが想像できた。この「狭さ」だけで、家族関係が崩れる相談ケースが多くあると片柳さんは言う。

名取市では、仮設住宅の1棟を「復興支援センター」として社会福祉協議会(以下、社協)が相談員(専門職ではない)各1~2人を配置している。仮設住宅の相談員は平日の9時から4時まで仮設住宅にとどまり、夕方社協本部に戻って連絡調整やミーティングを行っている。復興支援センターは、仮設住宅に住む人たちのあらゆる事柄への対応窓口となっており、ヘルパー、訪問看護など…の担当者への引き継ぎを行っている。この日も1時間弱だったが、仮設内の駐車場で待つ間に、相談員のいる集会所へ寄ってから各仮設住宅へ訪問する人たちの出入りが何件も続いていた。片柳さんもそういう中で、仮設住宅への訪問を行っている。



復興市場(ここで昼食) おいしかった海鮮丼!!

この日の訪問先は、アルコール依存症の方。お酒をずっと飲み続けて、入院治療が必要と本人も合意の上で準備を進めていた。この日は入院予定での訪問だったが、朝から飲んでしまって入院を延期せざるを得ない。「来週また来るので、今度は飲まないで入院しましょう」と話して帰ってきたという。相談員には、「今日の受診はなくなりまし



2:46のままの学校の時計、14人の亡くなった仲間に向けたメッセージを読んだ時、胸が熱くなった。

た」と日常の見守りをお願いしてきたという。その後、入院予定の病院への連絡等々の事柄を行っていた。

名取市を含め被災者の多くは、プレハブの仮設住宅だけでなく、一般アパートを借りて住んでいる人たちも多い。仮設住宅がすぐに建てられなかったこともあり、自分たちでアパートを契約する人たちも多かった。その後、民間のアパートでもプレハブ仮設住宅と同様の扱いとなり、みなし仮設と呼ばれている。

宮城県や各市町では、被災者を対象にした健康調査を実施し、心のケアセンターではメンタル面での健康課題がある方を対象にした訪問等を実施している。またここに来て自殺者数が増加していることがわかってきたという。

岩沼市の被災者支援の試み

岩沼市は、もともと仙台市のベッドタウンであり、内陸側は新しい住宅が多く立ち並ぶ地域が目立っている。その脇に広い敷地を使つての仮設住宅エリアが広がっている。岩沼市の特徴は、市役所を中心にした小さなエリアに仮設住宅エリアを作っているの、一つの仮設住宅エリアが大規模になっている。

この地域はもともと農業に従事する高齢者が多い地域であった。岩沼市では仮設住宅に入居する高齢者や障がい者などの方々の日常生活を包括的に支援するため、昨年夏から「i あいプラザ」を総合福祉センター内に開設した。

センターは、仮設住宅で生活する高齢者や障がい者などの方々の様々な相談を受け付け、専門相談や心のケアなどにつなぐ「総合相談機能」と、仮設暮らしによる孤立や引きこもりを防ぐための「交流拠点としての役割」などを担っている。運営は、社団法人青年海外協力協会（JOCA）で4人の生活支援員がいる。（同センターHP より抜粋）

ケースカンファレンスに参加して

「i あいプラザ」では、昨年秋より片柳さんを中心として関係者が集まるケースカンファレンスを開催している。このケースカンファレンスは、被災者の支援のみならず、支援者のフォローアップとして大きく役立っていると片柳さんは言う。この日のカンファレンスに参加させてもらった。

市役所の保健師、病院の看護師、PSW、あいプラザスタッフ、地域包括支援センタースタッフ等の15人がこの日は参加していた。ケースカンファレンスは型通り行われるのであるが、あいプラザスタッフは「こういったカンファレンスを開催する余裕もなく今まで必死に頑張ってきた。なので、片柳さんのスーパービジョンを受けられるだけで、気持ちが違う、自信を持った支援が続けられると感じている」と言う。

この日も、看護師さんの「しんどいのがわかっていて人のところへ訪問を続けられるコツはありますか〜」の問いかけに、片柳さんは「自分でも、しんどいのはつらい。ただそういうときは、『さあ、今日はいっぱい話を聞かぞ!』と、大きな風呂敷をもって訪問に臨みます」とのやりとりが印象的だった。しんどい場面をたくさんこなさないといけない支援者が、元気で支援し続けられるよう、後方での支援が大切なことが伝わった。



津波でなぎ倒された松林が今もそのまま(松島)

まとめ

「心のケアセンター」としては、直接支援とか、後方支援とかにこだわらず、町や市、地域からの要望にこたえた支援をすることにこだわっているという。名取市閑上地区では、復興支援センターと連携を取りながらの直接支援を見た。岩沼市では、i あいプラザを中心にした直接支援をバックアップする活動を見た。片柳さんは、「県外からボランティアに来てくれる方々の中には、もっとこうしたほうがよいのでは… こんな取り組みがよいのでは… と提案してくれたり、被災者支援が進んでいないかのような印象を持ったりする方が多いが、今のスピードがこの地域には合っていると感じている。どうか、見守っていてほしい」と…。片柳さんは素敵な仕事をしていると実感した。

終わりに

今回、津波に襲われた街に立ち、片柳さんの一日に同行し、被災地支援の現場の一部を見て、心のケアセンターの働きがいかに重要であるか、また現場の方は情熱いっぱい頑張っているけれど、進んでいる状況が分かりづらいことを確認した。

津波に襲われた風景は、巨大すぎて「私には何もできない…。ただ一言、「みなさん是非、機会を作ってその地に行き、あの津波の跡を感じてほしい」

(YMSN 鈴木弘美)

医療観察制度について ～ 横浜保護観察所を訪ねて ～

はじめに

「医療観察制度」が仕事の周辺で聞かれるようになってきた。といってもまだまだよく知られていない分野である。この3月13日（水）横浜保護観察所を訪ね社会復帰調整官である棟近展行（むねちかのぶゆき）さんにお話を伺った。

I 医療観察制度とは？

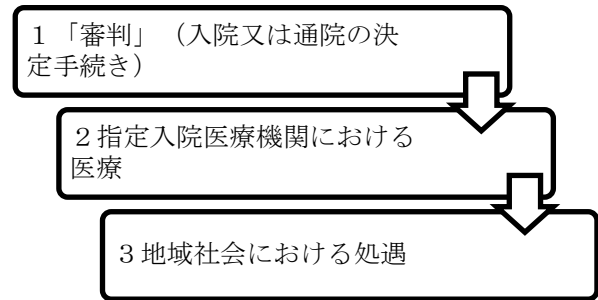
平成17年7月に施行されたいわゆる「心神喪失者等医療観察法」に基づき、

「精神の障害のために他害行為と言う不幸な事態が繰り返されることなく社会復帰を促進するため、必要な医療を確保して病状の改善を図ることが重要であるとして設けられた制度である」（法務省保護局パンフレットより）。

入院・通院や退院などを適切に決定するための手続き、手厚い医療の提供、地域において必要な医療やケアを確保するための仕組みが設けられている。

棟近さんによれば「この制度が作られる大きな契機となったのは平成13年に起こった大阪教育大付属池田小児童の殺傷事件である。犯人は精神障がいだったといわれている。二度と同じような事件を繰り返されないように、自民党がプロジェクトチームを作りこの問題の検討を始め、この法律成立につながった」。

II どのような手続きや流れで行われるか？



の流れで行われる。

1 「審判」（入院又は通院の決定手続き）

「審判」の対象となる人については「検察官」が地方裁判所に対し申し立てを行うことにより審判が開始される（検察官のみが申し立ての権限をもっている）。裁判官による鑑定入院命令により指定の医療施設に入院（2カ月～3カ月以内）し鑑定を受ける。裁判所では裁判官と精神科医の合議体により審判が行われる。

その結果、この法律による医療の必要が認められる場合には「入院決定」又は「通院決定」がなされる。

2 指定入院医療機関における医療

入院決定を受けた人は「指定入院医療機関」（国公立病院等で厚生大臣が指定）に入院し、手厚い専門的な医療を受けることになる。医療費はすべて国費で負担される。

棟近さんによれば「一人の患者に多職種チームがついて担当するため4～5人のスタッフが関わることになる」。また「神奈川県では指定を受けた国立久里浜病院が50床、県立芹香病院が3

3床のベッドを確保し対応している」という。

3 地域社会における処遇

通院決定または退院許可決定を受けた人は、定められた「指定通院医療機関」による医療を受けることになる。通院期間は原則として3年間とされている。

棟近さんによれば「病状が悪化し、同様の他害行為に至る可能性が高いと判断される場合には再入院の申し立てができる」とのこと。

通院期間中は、保護観察所の社会復帰調整官による「精神保健観察」を受ける。

また、保護観察所は、指定通院医療機関や処遇に携る精神保健福祉関係機関と「ケア会議」を開催し、必要な情報の共有や地域社会での処遇（医療、精神保健観察、援助）の内容を「処遇の実施計画」として定める。

Ⅲ 保護観察所の社会復帰調整官とは？

保護観察所は、この制度の対象となる人の処遇に「審判」の時から一貫して関与し、関係機関相互の連携が確保されるよう、処遇のコーディネーター役を果たすこととされており、社会復帰調整官は、保護観察所においてこの制度による処遇に従事し、対象となる人の社会復帰を支援する精神保健福祉等の専門家である。

棟近さんは作業療法士で10年以上の精神障がい者への関わりの経験をもってこの職についている。現在、棟近さんは最低月1回、対象者に会っている。電話では24時間対応で数人のもち回りで夜間も対応できるようにしている。

「これまで関わった対象者のうち半数は自宅に戻れている。また半数は自立する。被害者のほとんどは身内なので自宅に戻れない人も出てくる。

入院によって初めて本人の病状がわかること

もある。ただ、ずっと刑務所にいたけどやっぱり病気なのではないかという疑いが生じて、刑の途中でこの制度が使えるような柔軟性はない。

また医療観察中にやりたいことはやってもらう方がよい。本人の新たな課題がわかり、それに対して社会復帰調整官が介入し調整できる方がよいと思っている。本人に就労希望があれば就労支援まで行うことがある」。

最後に

この制度があることで、成果は出ていると思うか？ という質問に「もちろんある。この制度によって医療を受けることは義務になる。病状悪化を繰り返してきた人に継続的な医療を確保し、多機関の連携型のケアが展開される。また、訪問したら応じなければならない。初発の方や医療中断を繰り返してきた人には効果があると感じている」と棟近さんは言う。

対象者の中には知的障がいの重複者もかなり含まれているようである。ただ、病気の側面のみでなく知的障がい方の犯罪を未然に防げるような施策を充実させながら、この制度を実施すればもっと事件は減るのではないかとも思った。

（YMSN 森川充子）

SSTの現場から

SST普及協会 認定講師シミュレーション審査録画撮影について

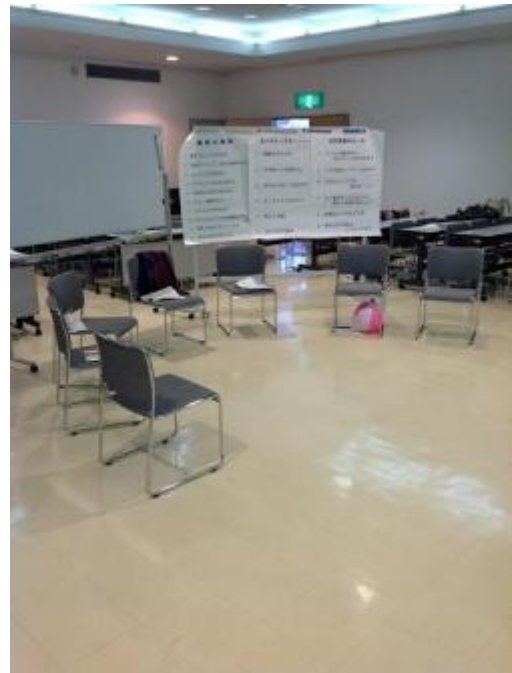
加瀬 昭彦

(SST普及協会 南関東支部長 横浜舞岡病院)

SST普及協会（以下、協会）では、ある一定の技能を有する会員を認定講師としています。平成7年からスタートし、平成25年3月1日現在、全国で102人が認定されています。普段のセッションの様子を録画し、2人の審査員の意見が一致して合格となるのですが、昨今個人情報保護の関連等から当事者が写る録画がだんだん難しくなっています。協会の研修委員会でもこのことが検討され、平成16年からシミュレーションによる録画撮影が開始されることになりました。南関東支部がこの事業を請け負っています。現在では新横浜を中心としたグループと大宮を中心としたグループとで年に4回程度行っています。新横浜は東海道新幹線エリア、大宮は東北・上越・秋田新幹線エリアをカバーすることになります。

シミュレーション撮影を開始するに当たり、横浜のグループ（シミュレーションクルーと呼んでいます。以下、クルー）で約1年かけて様々な場面やケースを想定して事前準備し、練習をしています。例えばnegative feedbackばかり出すケースや自らは発言しないものの良く周囲を観察しているケースなどです。その様子を録画し、テープを起こして振り返るということを重ねてきました。

やはり難しいのは、実際に申請者のもっているセッションをいかに再現するかということにあります。そのため、プライバシーに配慮しながらデータの形で申請書を事前に提出していただき、



録画撮影前の現場

クルーで共有しながら質疑応答を重ね、当該メンバーの特徴や雰囲気、スキルのレベル等を理解することに努めています。

申請者が合格するととても嬉しいものがあります。逆に再審査になると我々に原因があったのではないかという気持ちになります。以前撮影に協力してくれた患者さんがそのように言っていたのを思い出します。

来年で10年目になるわけですが、正直2件の撮影でも一日仕事になり、時に3件になるととても疲れます。しかし、クルーもとても勉強になり、経験が深まっているのも確かです。



撮影中、手前がカメラ

最後に、ほとんどボランティアで撮影に協力していただいているクルーの皆さんに改めて感謝申し上げます。

今後、シミュレーション審査のニーズはさらに高まると思われます。昨年は初めて少年院でのSSTをシミュレーションで再現しました。今後、南関東支部だけではなく、他の支部でも行えるようにしていきたいと協会研修委員会で検討中です。

SST普及協会 南関東支部の研修予定

【初級10時間研修】

費用：18,000円（各研修共に）

講師：SST認定講師

☐ 8月17日～18日（土・日）定員30人 ウィリング横浜（横浜市港南区）

☐ 9月28日～29日（土・日）定員30人 保健農園ホテルフフ山梨（山梨県山梨市牧丘町）

☐ 11月16日～17日（土・日）定員30人 スワンベーカーリー落合店（東京都新宿区）

【中級研修】

日程：6月30日（日）

費用：10,000円

講師：SST認定講師

【訪問サービス研修】

日程：6月30日（日）

費用：10,000円

講師：SST認定講師

※ 詳細はホームページをご覧ください。

ステップ四季&港南区生活支援センターでの出張就労講座最終回 「企業の人のお話」

横浜メンタルサービスネットワークは、2012年度、泉区にある地域活動支援センター「ステップ四季」と港南区にある港南区生活支援センターで就労講座を担当しました。1クール1年で行っており、ステップ四季では、二週に一回、各1.5時間、港南区生活支援センターでは月に一回、1時間の枠で行っています。就労講座なので、これまでは、面接の受け方や仕事の探し方、履歴書の書き方等「仕事」に関することをメインに講座を構成してきたのですが、参加者の大部分の方が今すぐに就職を目指しているわけではないことや、仕事をする上では、ご自身の病気や障がいについてよく知り、安定した状態を維持していくことが非常に重要であることを踏まえ、疾病管理や服薬の大切さなどについてお伝えする時間を大幅に増やしました。一年の半分程はそのことに時間を割き、後半は仕事に関することをメインにしてきた両センターでの最後の講座として、「企業の人のお話」を企画しました。

出張講座では毎年、働いている人の話、企業見学または、企業の人のお話等、生の声を聴いたり体験できるような講座を設けています。今回はせっかくの機会なので、両センター以外にも声を掛けさせて頂き、40名程度の方々に参加して頂きました。

お話を頂いたのは、中区に本社のあるリスト株式会社（不動産業）の人事部の鈴木秀俊さんです。（リスト株式会社での障がい者雇用については、情報誌「めんたるねっと」31号参照）。鈴木さんは現在リスト株式会社で働いている精神障がいの方の採用面接をはじめ、障がい者合同面

接会等も含め、数多くの精神障がいの方の面接を担当されてきました。

当日は、会社の紹介から始まり、企業が求めている人材や、面接時のコツ等について興味深いお話を頂きました。また質問もいくつもあり、それに対してはもぎつばらんにお答え頂いて、予定の1時間を超過した、盛りだくさんな時間となりました。これから仕事を目指していく皆さんや、それを支えていく支援者の皆さんのヒントになり、どの会社にある程度共通するお話をご紹介したいと思います。

企業がどんな人材を求めているか？

- ①病状が安定していること・・・雇用を考える上での最低条件です。採用されればその人にやって頂きたい仕事があり、ちよくちよく欠勤があるとそれが滞ってしまうことになり、会社としては非常に困る。
- ②病気をオープンにできること・・・精神障がいは、一見して障がいが分からない。時々、上司にしか伝えて欲しくないという方もいるが、一緒に働く仲間に対しては自分の病気や障がいをオープンにして欲しい。そうすることで、周囲もその方に対して配慮することができる。
- ③謙虚で適度な向上心を持った人・・・今の自分をよく知り、過大評価したり、焦ったりせずに、少しずつ向上していける人。周囲への感謝の気持ちを持っていること。

精神障がいの方を雇う上で配慮した点

- ①業務内容・・・ある程度決められた業務。今日

はAをやっているが、明日はB、や、一日の中でもめまぐるしく業務内容が変化するような状況は避ける（企業によっては、「同じような作業で飽きないだろうか?」と心配する声もよく聴かれますが、やはりある程度決まっている方がやりやすいようです）。

②他者との関わりが出来るだけ少なくて済む・・・①にも通じるが、一度聞けばある程度自分で進めることができる作業。

③作業を指示する者を限定する・・・誰に聞いた方がいいのかわからないという状況を作らない。
※もちろん人それぞれに違いはありますが、精神の障がいの方に配慮をお願いする際の基本の3つです。リスト株式会社とは3年程お付き合いをしていますが、このスタンスがかなり定着していると思います。人それぞれに違いがある故に、面接の時に自分の出来ることや出来ない事、苦手な状況等をしっかり伝えておくことが大事です。

仕事選び、面接時のコツ

仕事を選ぶ際に①どのような業界で働きたいのか②どのような役割（どんな仕事か?）の2つの点を具体的にしておく。

面接時には「出来ること」と「出来ないこと」は明確にして、伝えること。面接では話の内容だけでなく、それを言っている時の表情や態度なども見ているとのこと。背伸びをして伝えたことは、背伸びをしているように伝わるものです。また仮に背伸びをして面接に通ったとしても、いざ働き始めた時に必ずうまくいかないということが起こってきます。

これから働こうという方へのメッセージ

自分をよく知り、コントロールすること。（と

はいえそれは自分自身でもとても難しいことですが…と書いていましたが）それを日々意識して生活をしていけば、自分自身のことが見えるようになる、そうしたら少し努力をして、次に勇気を持って一步を踏み出す！ 踏み出したら今の自分とは違う自分に出会えるかもしれない。頑張ってください！

各項目、また最後20分程を質疑応答の時間に充てました。参加者の方からは、「適性を見つけるためのヒントを教えて欲しい。」「出来ない事を伝える事で評価が下がったりしないか?」「年齢はリスクになるか?」など沢山の質問が出ていました。

「こんな話で何か役に立つのかな?」と最後まで首をひねっていた鈴木さんですが、普段の生活の中で、直接企業の方から、障がい者雇用についての考えなどを改めて聞く機会はほとんどありませんので、ご本人さんはもちろん、私たちのような支援者にとっても貴重な時間でした。文字にしてみると、この時間の良さが半減してしまうのは残念ですが、参加された方々は、このような機会がよい刺激となり、就労に向けて今よりも一歩前に進んでいく力となったならとても嬉しいです。

鈴木さんにはこの場を借りて、お礼申し上げます。お忙しい中、本当に有り難うございました。

（YMSN 柴 友美）

（追記）

2013年度もメンタルネットでは、両センターにて就労講座を行います。港南区生活支援センターの講座は、事前の予約不要、参加自由です。来年度もこのような機会を盛り込んだ講座になるとと思いますので、興味をもたれた方のご参加をお待ちしています。

研修会のお知らせ

■精神保健福祉研修会 参加費1回 500円(年間4,000円)

日時： 毎月第2金曜日(全10回) pm. 7:00~8:30

場所： YMSN研修室 (上大岡駅 徒歩5分)

内容： 「住まい」を考える
ホームページをご覧ください <http://forest-1.com/ymsn/>

■SST(生活技能訓練)研修会 参加費1回 1,000円(年間7,000円)

日時： 毎月第3木曜日(8月・12月休会 全10回) pm. 7:00~9:00

場所： 横浜市総合保健医療センター 講堂

全体会： 日本語版モジュールの紹介「服薬自己管理モジュール」

分科会： A. アセスメントを学ぶコース B. リーダー体験コース C. ビギナーズコース

当事者のためのグループ活動のお知らせ

詳細は各支援センターへお尋ねください

就労講座	港南区生活支援センター	毎月第3水曜日(原則) pm. 2:00~3:00
就労フォローアップミーティング	YMSN	OB会の開催(不定期)
SST	YMSN(就労者のSST)	毎月第1土曜日 pm. 1:00~2:30
当事者活動	めんちゃれ	就労している当事者活動(年4回)

会員について

会員を募集します。YMSNの活動を応援していただける方は会員になってください。(会費 正会員年間5,000円)

会員は、研修会(上記案内)への年間参加費が割引になります。
精神保健福祉研修会(1,000円) SST研修会(3,500円)
会員へは、情報誌が無料配付されます。

正会員5,000円(個人) 賛助会員12,000円(団体)

(正会員・賛助会員にはYMSN情報誌を無料配付)

振込先：郵便振替口座 00250-6-71607

横浜メンタルサービスネットワーク

季刊 YMSN情報誌 Vol.9 No.4

めんたるねっと 第36号 2013年3月31日発行

間購読料1,000円(年4回発行) 1冊頒価300円

発行：NPO法人 横浜メンタルサービスネットワーク

理事長 鈴木弘美 編集代表 森川充子

〒233-0002 横浜市港南区上大岡西 1-12-3-204

TEL 045-841-2179

FAX 045-841-2189

<http://forest-1.com/YMSN/>

e-mail: YMSN@forest-1.com

印刷：横浜市総合保健医療財団

就労移行支援事業所 港風舎